



県民のみなさんに取り組んでいただきたいこと

乳幼児期	学齢期	成人期 (妊産婦を含む)	高齢期	障がい児者 ・要介護者
かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診を受けるよう心がけましょう。				
				丁寧な歯みがきやフッ化物(フッ化物塗布、フッ化物洗口、フッ化物配合歯磨剤)を利用し、むし歯を予防しましょう。
				保護者による仕上げ歯磨きを行い、おやつの時間を決め、甘味の適正摂取を心がけましょう。
歯間ブラシやデンタルフロスを用いた歯磨きや義歯の手入れを行いましょう。				
				喫煙が及ぼす健康への影響や、歯周疾患と全身疾患との関係性について理解を深めましょう。
				オーラルフレイルや誤嚥性肺炎予防について、理解を深めましょう。
口腔ケアに努めましょう。				

非常用持出袋に、歯ブラシを用意しましょう!

避難所生活での口腔内の清掃不良等による誤嚥性肺炎を予防するため、非常持出袋に、歯ブラシ、液体歯磨き剤などを準備しておきましょう。

●口腔ケア用品(例)

歯ブラシ(必要に応じて子ども用)、歯間ブラシ、デンタルフロス、液体歯磨き、マウスウォッシュ、口腔用ウェットティッシュ、入れ歯洗浄剤、入れ歯の保管ケース



計画の推進体制

宮崎県口腔保健支援センターを中心に、行政や歯科医師会等の関係機関、学校、職域、その他の関係者と連携し、円滑な歯科保健施策の推進を図ります。

県民のみなさんへの情報提供

県民のみなさんへ歯科保健に関する情報を提供し、歯科保健意識の向上と正しい歯科保健知識の普及啓発を図ります。

▽ 計画の詳細は[こちら](#)

[宮崎県歯科保健推進計画](#)



宮崎県口腔保健支援センター Facebook
<https://www.facebook.com/hinata.happy.smile>



宮崎県健康長寿サポートサイト
<https://kenkochoju.pref.miyazaki.lg.jp>



宮崎県健康Life
https://instagram.com/miyazaki_ken_life/



6月4日から10日は、「歯と口の健康週間」です。
11月8日は、「いい歯の日」です。



《 第3期 》 宮崎県 歯科保健 推進計画



計画改定にあたって

県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定します。

計画の位置づけ

「歯科口腔保健の推進に関する法律」第13条及び「宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」第8条に基づき策定しています。

計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

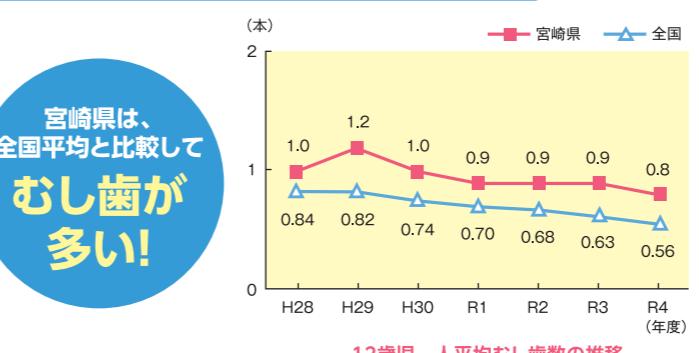
目標

全ての県民が生涯にわたり健康で質の高い生活を営むことができる歯科口腔保健の実現を目指します。

基本方針

- ライフステージに応じた歯科保健対策の推進
- 支援が必要な方への歯科保健医療の推進
- 歯科保健医療提供体制の充実

前計画の指標項目と達成度評価



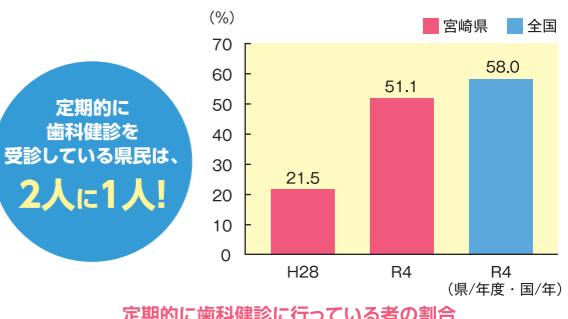
80歳で20本以上自分の歯を持っている県民は増加傾向!



歯周病が糖尿病に及ぼす影響について知っている県民は約4割!



定期的に歯科健診を受診している県民は、2人に1人!



分野別施策

※評価について 目標達成 改善傾向 変わらない 悪化傾向 新しい指標項目

指標項目

現状値

前計画の評価

目標値

関係者が取り組むこと

ライフステージに応じた歯科保健対策の推進

乳幼児期	3歳児の一人平均むし歯数を減らす	0.54本		0.3本	<ul style="list-style-type: none"> 園行事等を通じて、保護者や祖父母等へ正しい歯科保健情報を提供します。 歯・口腔の健康づくりの普及啓発に取り組みます。 フッ化物塗布やフッ化物洗口の取組を支援します。
	3歳児で4本以上のむし歯のある歯を有する者の割合を減らす	5.3%		2%	
	フッ化物洗口に取り組む保育所等の割合を増やす	51.5%		70%	
学齢期	12歳児の一人平均むし歯数を減らす（永久歯）	0.76本		0.6本	<ul style="list-style-type: none"> 児童、生徒が歯科保健に対する正しい知識を持ち、実践できるよう取り組みます。 歯・口腔の健康づくりのため、歯・口腔の清潔保持や歯周疾患の予防、望ましい食生活の理解を図ります。 フッ化物洗口等の取組を支援します。
	12歳でむし歯のない者の割合 ^{*1} が90%以上の市町村を増やす（乳歯及び永久歯）	0市町村		6市町村	
	フッ化物洗口に取り組む小学校、中学校の割合を増やす	小学校 中学校	77.7% 51.1%	90% 70%	
成人期 (妊産婦を含む)	60歳で24本以上の自分の歯を有する者の割合を増やす	64.4%		70%	<ul style="list-style-type: none"> 正しい歯科保健知識の普及啓発や定期的な歯科健診等の歯・口腔の健康づくりに取り組みます。 歯周疾患と全身疾患との関係性について、正しい知識の普及啓発に取り組みます。 定期健康診断に歯科健診を取り入れるよう努めます。 成人期（妊産婦を含む）の歯科健診に取り組みます。
	50歳以上における咀嚼良好者の割合を増やす（50～74歳）	77.5%		85%	
	定期的に歯科健診を行っている者の割合を増やす	51.1%		65%	
	妊産婦の歯科健診を行っている市町村の割合を増やす	46.2%		100%	
高齢期	80歳で20本以上の自分の歯を有する者の割合を増やす	42.2%		60%	<ul style="list-style-type: none"> 摂食・嚥下等の口腔機能の維持・向上に取り組みます。 オーラルフレイルや誤嚥性肺炎を予防するため口腔ケアに関する知識について啓発します。

支援が必要な方への歯科保健医療の推進

障がい児者 ・要介護者	障がい児の一人平均むし歯数を減らす（永久歯）	12歳	0.4本		0.3本	<ul style="list-style-type: none"> 正しい歯科保健知識の普及啓発や歯科保健指導に取り組みます。 口腔ケアに取り組み、誤嚥性肺炎の予防に努めます。 歯科、医療、施設等の関係者に対する研修会を行い、資質向上を図ります。 歯科保健医療を円滑に受けられるよう、歯科医療体制を整備します。
	定期的な歯科健診を実施している高齢者福祉施設の割合を増やす		35.1%		70%	

歯科保健医療提供体制の充実

医科歯科連携を推進するために必要な体制の整備

糖尿病等の生活習慣病を有する者、がん患者等に対する周術期管理が必要な者等に対する医科歯科連携を積極的に図っていくことにより、歯科口腔保健を推進します。

糖尿病や心血管疾患等の全身疾患と歯周病の関連性についての理解は進みつつありますが、引き続き、県民への情報提供を行い、適切な歯科保健行動や受診につなげることが重要です。

施策の方向

- 周術期の医科歯科連携の必要性について、県民や医療関係者等への普及啓発を行います。
- かかりつけ歯科医と連携した口腔ケアや多職種と連携した摂食・嚥下リハビリテーションを促進します。
- 医科と歯科で連携し、要介護の方や脳卒中等で入院した急性期の方に対する口腔ケアの取組を推進します。
- 歯周病と糖尿病などの全身の健康との関連について普及啓発を行います。



災害時の歯科保健医療体制の整備

災害時には、水が十分に確保できず、歯磨き、義歯の手入れ、口腔ケア等が困難になります。また、義歯紛失等による咀嚼機能の低下、摂食・嚥下機能の低下などのオーラルフレイルの状態になることにより、低栄養や歯周病の悪化、誤嚥性肺炎の発生などが懸念されます。

平時から、災害時におけるオーラルフレイル予防や歯・口腔の健康保持の重要性について普及啓発を行う必要があります。

施策の方向

- 平時から災害時におけるオーラルフレイル予防や歯・口腔の健康保持の重要性について普及啓発を行います。
- 災害時に速やかに被災者への対応が行えるよう歯科医師、歯科衛生士など関係者への研修を行います。



歯科口腔保健を担う人材の確保・育成

歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するため、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士など歯科口腔保健を担う人材の確保や資質の向上を図る必要があります。

施策の方向

- 関係団体や養成施設等と連携を図りながら、必要な人材の養成及び確保に努めます。
- 歯科衛生士の復職支援や離職防止の取組を推進します。
- 研修会の実施等により、多様化する歯科保健医療ニーズに対応できる歯科専門職等の人材育成を図ります。